

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.mixi.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

株式会社ミクシィ

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

| 名称 | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 | 第15回新株予約権 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年8月5日 | 2017年8月8日 | 2018年8月9日 |
| 区分及び保有者数 | 取締役1名 (社外取締役を除く) | 取締役2名 (社外取締役を除く) | 取締役4名 (社外取締役を除く) |
| 新株予約権の数 | 470個 (注) 1 | 385個 (注) 1 | 2,055個 (注) 1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 47,000株 (注) 1 | 普通株式 38,500株 (注) 1 | 普通株式 205,500株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | 1,898円 | 3,944円 | 1,380円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年8月30日 至 2046年8月29日 | 自 2017年8月30日 至 2047年8月29日 | 自 2018年8月30日 至 2048年8月29日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |

| 名称 | 第17回新株予約権 | 第19回新株予約権 | 第21回新株予約権 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日 | 2019年6月26日 | 2020年6月26日 | 2021年6月25日 |
| 区分及び保有者数 | 取締役5名 (社外取締役を除く) | 取締役5名 (社外取締役を除く) | 取締役5名 (社外取締役を除く) |
| 新株予約権の数 | 3,689個 (注) 1 | 2,855個 (注) 1 | 1,292個 (注) 1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 368,900株 (注) 1 | 普通株式 285,500株 (注) 1 | 普通株式 129,200株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 | 1円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | 928円 | 1,065円 | 1,576円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2019年7月17日 至 2049年7月16日 | 自 2020年7月14日 至 2050年7月13日 | 自 2021年7月13日 至 2051年7月12日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |

- (注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
- なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。
3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（ただし、下記(2)①ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日）の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
 - ② 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

| | |
|------------------------------|------------------------------|
| 名称 | 第22回新株予約権 |
| 決議年月日 | 2021年6月25日 |
| 区分及び交付者数 | 執行役員5名 |
| 新株予約権の数 | 175個(注)1 |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 17,500株 (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円(注)2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 | — |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2022年7月13日 至 2027年7月12日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |

(注) 1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3. (1) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の直前営業日における東京証券取引所における株価終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値、以下同じ。）が、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における株価終値を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権を、以下に定める期間において、既に行使した本新株予約権を含めて以下に定める割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてののみ行使することができるものとする。

① 本新株予約権の権利行使期間の初日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%

② 上記①の期間の終了日の翌日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%

- ③ 上記②の期間の終了日の翌日から権利行使期間の最終日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員である場合を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 前3号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
 - ② 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
 - ③ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
 - ④ 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (5) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (6) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (7) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 50百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると総合的に判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、当社グループという。）の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムや教育等を通じて全役職員に周知、徹底する。
 - ② 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。
 - ③ 法令及び定款違反等の行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。
 - ④ 当社グループでは、法令・定款違反等の行為が発生した場合又はそのおそれが発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、個人情報及び重要な営業秘密、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ安全に保存・管理する体制を構築する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関としてリスク・コンプライアンス担当の取締役又は執行役員（以下「リスク管理等担当役員」という。）を任命する。リスク管理等担当役員を責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努める。また、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保するよう努める。
 - ② 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。

- ② 当社は、当社取締役社長をはじめとした各取締役及び各本部長の間で、当社各部門及び各グループ会社の事業の状況に関する情報を定期的に報告させ又は共有するとともに、重要事項について必要がある場合には適時に適切な指導・助言を行う。
- ③ 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役職務を補助する部門（以下「監査役室」という。）を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- (7) 当社監査役職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。
- ② 監査役職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。
- (8) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
- ① 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。
- ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができるものとする。
- ③ 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。
- (9) 当社グループの取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。
- (10) (8) 及び (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令又は内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (11) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(12) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- ② 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。
- ③ 当社グループでは、監査役と会計監査人との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、当社の代表取締役、取締役、及び執行役員へのヒアリング、社外取締役との連絡会、執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの機会を確保するなど、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会において、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、社外取締役や監査役が、有する知見と経験を活かし、取締役の職務執行の監視・監督を行っています。

取締役会等の重要会議の議事録や、決裁記録等の業務執行の意思決定等に関する重要な記録・文書については、文書管理規程及び情報セキュリティに関連する規程に従い、適切に保管管理をしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みについて

当社グループのコンプライアンス体制の構築と個別の業務執行についてコンプライアンス確保の支援を目的とする部門を設置し、当社グループの各事業のコンプライアンス確保に努めています。

また、「倫理規程」等の社内規程に基づき、当社グループ役員に対し、コンプライアンス教育及び情報セキュリティ教育その他職務に応じた研修等を実施しております。

また、外部弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を運用しており、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応しております。

(3) リスク管理に対する取り組みについて

リスク管理等担当役員を選任するとともに、同役員を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの重要な事業についてリスクの把握、評価、対応策の指示等のリスク管理活動を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会、その他の重要な会議に報告し、協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

(4) 当社グループの経営管理について

当社グループは、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを実施しております。また、当社グループの業務執行の重要事項について、取締役、監査役及び執行役員等に対する情報の共有を定期的実施しております。

(5) 内部監査の実施について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社が、法令、定款及び社内規程に準拠して

職務の執行が行われているか、書類の閲覧及び実地調査を実施しております。また、監査役会と相互連携を図り、内部監査の状況を監査役会に報告し、適宜会合を行い意見及び情報の交換を行っております。

(6) 監査役による監査について

当社監査役は、監査役会で策定された年度計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社取締役、企業集団の取締役、内部監査室その他社員と意見交換等を行い、取締役の職務執行の監査を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2021年4月1日残高 | 9,698 | 9,656 | 178,502 | △10,811 | 187,046 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 667 | | 667 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △8,135 | | △8,135 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 10,262 | | 10,262 |
| 自己株式の取得 | | | | △7,499 | △7,499 |
| 自己株式の処分 | | △23 | | 62 | 38 |
| 連結範囲の変動 | | | 4 | | 4 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 23 | △23 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,108 | △7,437 | △5,328 |
| 2022年3月31日残高 | 9,698 | 9,656 | 181,278 | △18,248 | 182,385 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|--------------|-------------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の包括利 益累計額合計 | | | |
| 2021年4月1日残高 | 1,013 | 191 | 1,205 | 1,281 | 56 | 189,590 |
| 会計方針の変更による累積 的影響額 | | | | | | 667 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △8,135 |
| 親会社株主に帰属する当期 純利益 | | | | | | 10,262 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △7,499 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 38 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | 4 |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | △541 | 86 | △455 | 224 | 1,358 | 1,127 |
| 当期変動額合計 | △541 | 86 | △455 | 224 | 1,358 | △4,201 |
| 2022年3月31日残高 | 471 | 277 | 749 | 1,506 | 1,415 | 186,056 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 29社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社チャリ・ロト
株式会社ネットドリーマーズ

② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社イー・マーキュリー

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社イー・マーキュリー他4社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・持分法適用の関連会社の数 5社
- ・主要な持分法適用会社の名称 ビットバンク株式会社
株式会社ハブ

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社名等

株式会社イー・マーキュリー

(持分法を適用しない理由)

株式会社イー・マーキュリー他7社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちScrum Ventures Fund I, L.P.他6社の決算日は12月末日、東京フットボールクラブ株式会社の決算日は1月末日、AAファンド投資事業有限責任組合の決算日は2月末日であり、それぞれの決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた連結上重要な取引に関しては必要な調整を行っております。また、株式会社千葉ジェッツふなばしの決算日は6月末日であります。仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商

品……………

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産…………… 主に定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物…………… 5～50年

工具、器具及び備品…………… 2～15年

ロ. 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア…………… 5年

商 標 権…………… 経済的耐用年数（5～13年）に基づいて償却しております。

顧 客 関 連 資 産…………… 経済的耐用年数（5～18年）に基づいて償却しております。

その他無形資産…………… 経済的耐用年数（4～5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. の れ ん…………… 効果の発現する期間を個別に見積もり、その期間（5～13年）で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金…………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、デジタルエンターテインメント事業におきましては、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」及び「コトダマン」のサービス運営、スポーツ事業におきましては、競馬情報サイト及び競輪・オートレース車券のオンライン投票サイトの運営、ライフスタイル事業におきましては、「家族アルバム みてね」、年賀状アプリ「みてね年賀状」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営を主な事業としております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社グループは、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. 競馬情報サイト「netkeiba.com」のサービス運営

当社グループは、競馬情報サイト「netkeiba.com」を活用し、有料会員向けの情報や予想家による勝負予想情報「ウマイ馬券」を提供するサービスを提供しております。有料会員向けの情報提供定額制サービスに係る収益は、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。「ウマイ馬券」に係る収益は、主として当社グループが対象となる情報を提出した時点で履行義務が充足されると判断していることから、情報の引渡時点で収益を認識しております。

ハ. 競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社グループは、競輪・オートレース車券のオンライン投票サイト「チャリロト」及びスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日に車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

二. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社グループは、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ホ. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社グループは、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ヘ. サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社グループは、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の

適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)が、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首より適用されたことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。

収益認識会計基準等においては5つのステップから構成される収益認識モデルが定められており、一部の例外を除いて、取引形態や業種に関係なく、すべての顧客との契約から生じる収益に適用されます。従前の売上収益の認識及び測定については、主として以下のサービスを除き、収益認識会計基準等の適用において重要な影響はないものと判断しております。

なお収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法を採用しております。

モンスターストライク

当社のデジタルエンターテインメント事業における主力スマートデバイス向けゲームである「モンスターストライク」の売上高について、収益を認識する時点及び取引価格の配分について下記の通り変更いたします。その他の収益については、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であることから、記載を省略しております。

(1) 収益を認識する時点

モンスターストライクの売上高について、従来ゲーム内通貨である「オーブ」をユーザーが消費してキャラクターを入手した等の時点において収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用に伴いオーブを消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘って収益を認識することといたしました。

従来の基準の下では、実現主義に基づき、オーブをユーザーが消費してキャラクターを入手した等の時点を収益の実現とみなして収益を認識しておりました。

一方で、前述の通り収益認識会計基準等においては顧客との契約における履行義務を識別することが求められております。この点、顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため収益は、ユーザーがオーブを消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間に亘って認識すべきであると考えております。

ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益認識会計基準等のもとでの収益の認識は従前の収益の認識と比較しても結果的に重要な差異を生じさせないものと判断しております。

(2) 取引価格の配分

モンスターストライクの売上高について、従来は有償オーブ購入にかかる入金額を有償オーブが消費されキャラクターが入手された等の時点で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用に伴い、有償オーブ、また有償オーブ購入時に同時に配布される無償オーブが消費され入手されたキャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持する履行義務に取引価格を配分することといたしました。これは、収益認識会計基準

等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブと無償オーブはそれぞれ等価値であり、それぞれと交換に入手したキャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することは、別々の履行義務と識別され各履行義務に取引価格を配分されるべきものとの判断によるものです。その結果、一時点における未消費オーブ残高について、有償オーブ購入にかかる入金額のみで負債を構成していた従来の場合と比較して、有償オーブ及び無償オーブそれぞれの履行義務に対して取引価格を配分したことにより、入金額から算出される1個当たりのオーブ単価が低下しております。

以上から、収益認識会計基準等の適用により2022年3月期の期首残高については、流動負債のその他に含まれている契約負債は1,053百万円減少し、利益剰余金は667百万円増加いたします。なお、当連結会計年度の営業利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は667百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券以外の有価証券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券の減損)

当社グループでは決算日において、投資有価証券27,859百万円を計上しており、そのうち非上場株式等(持分法適用会社を除く)7,975百万円についての減損の検討は、下記のように実施しております。

非上場株式等の評価については、当該株式等の実質価額又は時価が取得原価と比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されて

いない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

(のれん及びその他無形固定資産の減損)

当社グループは決算日において、のれん、顧客関連資産、商標権及び運営権等20,355百万円を計上しており、減損の検討を行っております。減損の検討は、下記の4段階にて実施しております。

(1) 無形固定資産等の含まれる資産又は資産グループ(以下「資産グループ」)の識別

減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」)は資産グループごとに識別しておりますが、当社ではその決定にあたり、子会社ごとに異なった事業を営んでいることから、子会社ごとにグルーピングを行っております。

(2) 減損の兆候の識別

当該資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の悪化を把握した場合等に、減損の兆候を識別しております。

(3) 減損の認識

減損の兆候があった資産グループについては中長期の事業計画等を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定し、資産グループの帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

(4) 減損の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

上記20,355百万円のうち、12,454百万円がネットドリマーズの資産グループに属する金額であります。当期において営業活動から生ずる損益、キャッシュ・フローが継続してマイナスとなったこと及び、直近の損益が取得時の事業計画を下回ったことから、上記(2)に従って減損の兆候を識別いたしました。そこで、(3)にて将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定に基づいて割引前将来キャッシュ・フローを算定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回ったために(4)には進まず、減損損失の認識は不要と判断いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用した将来の売上・費用予測や営業利益率等の仮定は、取得時の事業計画をベースに、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算に反映している変化点及び将来的に継続する変化点を織り込んだ過去の実績や当社経営陣により承認された事業計画等に基づく最善の見積りと判断により決定しております。これらは事業戦略の変更や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があります。仮定の変更が必要となった場合、認識される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

| | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,305百万円 |
| (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| ①担保に供している資産 | |
| 建物 | 2,610百万円 |
| 土地 | 2,698百万円 |
| 計 | 5,309百万円 |
| ②担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 343百万円 |
| 長期借入金 | 4,268百万円 |
| 計 | 4,611百万円 |
| (3) 顧客との契約から生じた債権の残高 | |
| 受取手形 | 8百万円 |
| 売掛金 | 11,571百万円 |
| (4) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 | 1,935百万円 |

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

| 事業 | 用途 | 場所 | 種類 | 金額 (百万円) |
|--------|-------|--------|-------------|-------------|
| スポーツ事業 | 事業用資産 | 千葉県千葉市 | 建物 | 24 |
| | | | 工具器具備品 | 396 |
| | | | 有形固定資産(その他) | 24 |
| | | | ソフトウェア | 298 |
| | | | 無形固定資産(その他) | 9 |

継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

スポーツ事業において、株式会社PIST6が運営するPIST6事業が想定していた収益を見込めなくなったことから、減損損失を認識しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、これらの資産はいずれも将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------|-------------|----|----|-------------|
| 普通株式 | 78,230,850株 | －株 | －株 | 78,230,850株 |

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年5月7日 取締役会 | 普通株式 | 4,145 | 55 | 2021年3月31日 | 2021年6月10日 |
| 2021年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 3,990 | 55 | 2021年9月30日 | 2021年12月6日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年5月13日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 3,990 | 55 | 2022年3月31日 | 2022年6月14日 |

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

| | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|-------------------------------|------------|-----------|
| 第13回新株予約権 (2016年8月5日取締役会決議分) | 普通株式 | 47,000株 |
| 第14回新株予約権 (2017年8月8日取締役会決議分) | 普通株式 | 38,500株 |
| 第15回新株予約権 (2018年8月9日取締役会決議分) | 普通株式 | 205,500株 |
| 第16回新株予約権 (2018年11月8日取締役会決議分) | 普通株式 | 23,900株 |
| 第17回新株予約権 (2019年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 368,900株 |
| 第18回新株予約権 (2019年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 15,400株 |
| 第19回新株予約権 (2020年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 285,500株 |
| 第20回新株予約権 (2020年6月26日取締役会決議分) | 普通株式 | 25,400株 |
| 第21回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分) | 普通株式 | 129,200株 |
| 第22回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議分) | 普通株式 | 17,500株 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の金融資産に限定し運用を行っております。連結子会社における資金調達に関しては内部資金及び銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金及び短期の定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に従い債権管理担当者が定期的取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）があります。未払金については、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であります。長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）については、主に子会社の設備投資に係る資金調達であります。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、当社の手元資金は潤沢であり流動性は確保できております。連結子会社においては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、短期借入金（ただし、一年内返済予定長期借入金を除く）、未払金、未払法人税等並びに未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 (*) | 時価 (*) | 差額 |
|----------------------|----------------|---------|-----|
| 投資有価証券 (注1) | | | |
| 関係会社株式 | 1,295 | 1,442 | 126 |
| その他有価証券 | 2,289 | 2,289 | — |
| 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | (8,122) | (8,123) | 1 |
| 長期未払金（一年内返済長期未払金を含む） | (1,003) | (1,008) | 4 |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|----------------|------------|
| 関係会社株式 (非上場) | 10,822 |
| その他有価証券 (非上場) | 6,588 |
| 投資事業組合出資金 (※1) | 6,862 |

(※1) 投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|---------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 118,633 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 11,580 | — | — | — |
| 合計 | 130,013 | — | — | — |

(注3) 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------------|------|---------|----------|-------|
| 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | 645 | 3,487 | 1,755 | 2,234 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|------|------|-------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 760 | — | 1,528 | 2,289 |

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | | 連結貸借対照表計上額 | 差額 |
|----------------------|-------|---------|------|---------|------------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| 投資有価証券 | | | | | | |
| 関係会社株式 | 1,422 | — | — | 1,422 | 1,295 | 126 |
| 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | — | (8,123) | — | (8,123) | (8,122) | 1 |
| 長期未払金（一年内返済長期未払金を含む） | — | (1,008) | — | (1,008) | (1,003) | 4 |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価法を用いて時価を算定しております。重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合は、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年以内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表上は、流動負債「短期借入金」に645百万円が含まれております。）は、長期借入金を含めて表示しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、将来の支払予定額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一年内返済予定の長期未払金（連結貸借対照表上は、流動負債「未払金」に415百万円が含まれております。）は、長期未払金に含めて表示していません。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

時価評価のプロセスの説明

当社グループは財務諸表の作成を担当している部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの仕様に係る手続きを定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、保有から一定期間が経過していないものにつきましては、直近の取引価格をもって時価としております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注) 1 | 連結計算書類 計上額 (注) 2 |
|-------------------------|----------------------|--------|---------------|---------|--------------|------------------------|
| | デジタルエンター テインメント事業 | スポーツ事業 | ライフスタイル 事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 顧客との契約から生じ る収益 (注) 3 | 91,219 | 18,504 | 8,375 | 118,098 | 0 | 118,099 |
| 外部顧客への売上高 | 91,219 | 18,504 | 8,375 | 118,098 | 0 | 118,099 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 91,219 | 18,504 | 8,375 | 118,098 | 0 | 118,099 |
| セグメント利益又は損失 (△) | 38,848 | △5,148 | △71 | 33,629 | △17,559 | 16,069 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 364 | 1,576 | 261 | 2,202 | 925 | 3,127 |
| のれん償却額 | — | 1,001 | 136 | 1,138 | — | 1,138 |
| 減損損失 | — | 753 | — | 753 | — | 753 |

(注) 1. セグメント利益の調整額△17,559百万円には、報告セグメントの減価償却費△2,202百万円及びのれん償却額△1,138百万円並びに各セグメントに配分していない全社費用△14,219百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門の費用であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当社グループの売上高としては、主にデジタルエンターテインメント事業におけるスマートデバイス向けゲームである「モンスターストライク」で構成されております。当該タイトルの収益認識方法については、「注記事項（会計方針の変更に関する注記）」に記載の通りであります。

(2) 収益を理解する基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項」をご参照ください。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ・ 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 金額 |
|--------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権（当期首） | 11,706 |
| 顧客との契約から生じた債権（当期末） | 11,580 |
| 契約負債（当期首） | 1,506 |
| 契約負債（当期末） | 1,935 |

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,506百万円であります。

- ・ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

10. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

東京フットボールクラブ株式会社

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 : 東京フットボールクラブ株式会社

取得した事業の内容: プロサッカーチームの運営

(2) 企業結合を行った理由

当社はスポーツ領域を注力事業としており、「都民のための地域密着型」リーグクラブ]として東京エリアに根差した活動を行ってきた東京フットボールクラブに対して、我々がエンターテインメント領域で培ったノウハウを掛け合わせることで、さらなる事業成長を実現できると判断したため同社の株式を取得しました。

(3) 企業結合日

2022年2月1日(株式取得日) 2022年1月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

東京フットボールクラブ株式会社

(6) 取得した議決権比率

①企業結合直前に所有していた議決権比率 4.21%

②本第三者割当増資によって追加取得した議決権比率 47.14%

③取得後の議決権比率 51.35%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、東京フットボールクラブ株式会社の議決権を取得し、連結子会社化したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度において、被取得企業の業績は含んでおりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | |
|-------------------------------|----------|
| 企業結合直前に保有していた出資持分の企業結合日における時価 | 50百万円 |
| 本第三者割当増資に伴い支出した現金 | 1,150百万円 |
| 取得原価 | 1,200百万円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー・調査費用等 30百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因

- (1) 発生した負ののれんの金額 145百万円
- (2) 発生原因 企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 3,061百万円 |
| 固定資産 | 19百万円 |
| 資産合計 | 3,080百万円 |
| 流動負債 | 416百万円 |
| 固定負債 | 44百万円 |
| 負債合計 | 460百万円 |

株式会社ラブグラフ

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社ラブグラフ

取得した事業の内容 : 出張撮影事業

- (2) 企業結合を行った理由

ラブグラフが提供する出張撮影サービスと、当社が提供する家族向け写真・動画共有アプリサービス「家族アルバム みてね」双方のアセットを組み合わせ、出張撮影市場でのシェアを拡大するため同社の株式を取得したものであります。

- (3) 企業結合日

2022年3月18日(株式取得日) 2021年12月31日(みなし取得日)

- (4) 企業結合の法的形式

株式取得

- (5) 結合後企業の名称

株式会社ラブグラフ

- (6) 取得した議決権比率

①企業結合直前に所有していた議決権比率 25.46%

②企業結合日に追加取得した議決権比率 74.54%

③取得後の議決権比率 100.00%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、株式会社ラブグラフの議決権を取得し、連結子会社化したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度において、被取得企業の業績は含んでおりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた出資持分の企業結合日における時価 171百万円

| | |
|-------------------|--------|
| 企業結合日に追加取得した株式の対価 | 656百万円 |
|-------------------|--------|

| | |
|------|--------|
| 取得原価 | 827百万円 |
|------|--------|

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

| | |
|--------------|-------|
| アドバイザー・調査費用等 | 33百万円 |
|--------------|-------|

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 799百万円

(2) 発生原因 被取得企業に係る取得企業の持分額と取得原価との差額により、発生した
ものであります。

(3) 償却方法及び償却期間 5年間にわたって均等償却します。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|--------|
| 流動資産 | 223百万円 |
| 固定資産 | 0百万円 |
| 資産合計 | 224百万円 |
| 流動負債 | 122百万円 |
| 固定負債 | 64百万円 |
| 負債合計 | 187百万円 |

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,524円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 139円85銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(セグメント区分の変更)

当社グループは、従来「デジタルエンターテインメント事業」、「スポーツ事業」、「ライフスタイル事業」としていたセグメントの区分を、投資実績の拡大と重要性を勘案し、この度スタートアップ出資等の投資に対応するため、翌連結会計年度より「デジタルエンターテインメント事業」、「スポーツ事業」、「ライフスタイル事業」及び「投資事業」の4つの報告セグメントに変更することといたしました。

なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目に関する情報については、現在算定中であります。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|--------------------------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | オープン イノベーション 促進積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 2021年4月1日残高 | 9,698 | 9,668 | － | 9,668 | 138 | 179,459 | 179,597 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 667 | 667 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 9,698 | 9,668 | － | 9,668 | 138 | 180,126 | 180,264 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △8,135 | △8,135 |
| 当期純利益 | | | | | | 8,299 | 8,299 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | △23 | △23 | | | － |
| オープンイノベーション促進積立金の積立 | | | | | 1,873 | △1,873 | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 23 | 23 | | △23 | △23 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 1,873 | △1,733 | 140 |
| 2022年3月31日残高 | 9,698 | 9,668 | － | 9,668 | 2,011 | 178,393 | 180,405 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株 予約権 | 純資産 合計 |
|---------------------|---------|------------|------------------|----------------|-----------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算差 額等合計 | | |
| 2021年4月1日残高 | △10,811 | 188,153 | 525 | 525 | 1,281 | 189,960 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 667 | | | | 667 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △10,811 | 188,821 | 525 | 525 | 1,281 | 190,627 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △8,135 | | | | △8,135 |
| 当期純利益 | | 8,299 | | | | 8,299 |
| 自己株式の取得 | △7,499 | △7,499 | | | | △7,499 |
| 自己株式の処分 | 62 | 38 | | | | 38 |
| オープンバージョン促進積立金の積立 | | － | | | | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | － | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | － | △325 | △325 | 224 | △100 |
| 当期変動額合計 | △7,437 | △7,296 | △325 | △325 | 224 | △7,397 |
| 2022年3月31日残高 | △18,248 | 181,524 | 200 | 200 | 1,506 | 183,230 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式及び関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品 …………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く)
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 …………… 15～50年
工具、器具及び備品 …………… 2～15年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、デジタルエンターテインメント事業におきましては、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」及び「コトダマン」のサービス運営、スポーツ事業におきましては、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」の運営、ライフスタイル事業におきましては、「家族アルバム みてね」、年賀状アプリ「みてね年賀状」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営を主な事業としております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービス運営

当社は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」等のサービスを運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「オーブ」等を消費して入手したキャラクター等の見積み利用期間に亘って収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して使用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であります。そのため、収益を入手したキャラクター等の見積もり利用期間に亘り認識する場合と「オーブ」等の消費時に認識する場合とでは収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

なお、収益認識会計基準等の下では機能的に重要な差異を有しない有償オーブ等と無償オーブ等はそれぞれ等価値であります。そのため消費されたオーブ等が有償か無償かで区分することなく取引価格を配分しております。

ロ. スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」のサービス運営

当社は、スポーツベッティングサービス「TIPSTAR」を活用し、ユーザーに対してオンライン投票システムを提供しております。当該収益は、レースの開催後に即日的車券の払戻や精算が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、レースの開催終了日において収益を認識しております。

ハ. 「家族アルバム みてね」のサービス運営

当社は、「家族アルバム みてね」を活用し、ユーザーに対してアプリをより便利に利用可能となる月額制サービス「みてねプレミアム」の提供やフォトブック、DVD等の販売を行っております。「みてねプレミアム」については、時の経過により履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。フォトブック、DVD等の販売については、物品をユーザーのもとに納入した時点で履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ニ. 年賀状アプリ「みてね年賀状」のサービス運営

当社は、年賀状アプリ「みてね年賀状」を活用し、印刷年賀状作成サービスを提供しております。当該収益は、ユーザーからの受注内容に沿って印刷年賀状を製造し、ユーザーのもとに納入することで履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であると判断し、出荷時に収益を認識しております。

ホ. サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」のサービス運営

当社は、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を活用し、ユーザーに対してサロン予約支援サービスを提供しております。当該収益は、サロン等の掲載者に対する一般消費者からの予約が成立することで履行義務が充足されると判断していることから、一般消費者の来店日において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

連結注記表「2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

なお、収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当する事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券の減損)

当社では決算日において、投資有価証券8,768百万円、関係会社株式39,137百万円を計上しており、投資有価証券のうち非上場株式1,692百万円及び関係会社株式についての減損の検討は、下記のように実施しております。

株式の実質価額（1株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額）が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,720百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 7,933百万円 |
| 長期金銭債権 | 5,513百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,422百万円 |
| (3) 保証債務 | |
| 金融機関からの借入等に関する保証予約 | |
| 株式会社チャリ・ロト | 5,658百万円 |
| 仕入債務に関する連帯保証 | |
| 株式会社スフィダンテ(注) | 1,200百万円 |

(注)連帯保証の保証総額を記載しております。

上記のほか、海外事業において関係会社の銀行保証を一定の水準に維持すること等を約した保証契約を政府当局と締結しております。

6. 損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 3,478百万円 |
| 営業費用 | 1,816百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 65百万円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|------------------------|-------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 5,677,300 株 |

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| ソフトウェア | 4,031百万円 |
| 投資有価証券 | 734百万円 |
| 関係会社株式 | 246百万円 |
| 貸倒引当金 | 1,062百万円 |
| 賞与引当金 | 409百万円 |
| 未払金 | 634百万円 |
| 未払事業税 | 161百万円 |
| 地代家賃 | 307百万円 |
| 新株予約権 | 461百万円 |
| 契約負債 | 129百万円 |
| その他 | 253百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 8,432百万円 |
| 評価性引当額 | △2,765百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 5,667百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △88百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △88百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 5,579百万円 |

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議 決 権 等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取 引 金 額 (百万円) | 科目 | 期 末 残 高 (百万円) |
|-----|----------------|------------|------------------|---------------|-------------------------------|----------------|---------------|------------------|-------|------------------|
| 子会社 | 株式会社 チャリ・ロト | 東京都 品川区 | 10百万円 | 競輪の車券 販売事業 | (所有) 直接 100.0% | 役員の兼任 資金の貸付 | 資金の貸付 (注)1 | 6,000 | 短期貸付金 | 6,000 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注)1 | 6 | — | — |
| | | | | | | | 保証予約 (注)2 | 5,658 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.株式会社チャリ・ロトに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2.保証予約は、三井住友銀行からの借入5,658百万円に対して付しております。

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取 引 金 額 (百 万 円) | 科目 | 期 末 残 高 (百 万 円) |
|-----|---------------|------------|------------------|------------------|-------------------------------------|---------------|---------------|----------------------|---------------|----------------------|
| 子会社 | 株式会社 PIST6 | 東京都 渋谷区 | 129百万円 | 競輪包括運営 車券販売事業 | (所有) 直接 51.2% | 資金の貸付 | 資金の貸付 (注)1 | 2,242 | 長期貸付金 (注)2 | 2,242 |
| | | | | | | | 利息の受取 (注)1 | 7 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.株式会社PIST6に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注)2.株式会社PIST6に対する資金の貸付については、2,242百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、2,242百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取 引 金 額 (百 万 円) | 科目 | 期 末 残 高 (百 万 円) |
|----|----------------|-----|------------------|-------------------|-------------------------------------|---------------|---------------|----------------------|--------|----------------------|
| 役員 | 笠原健治 | — | — | 当社取締役 ファウンダー | (被所有) 直接 43.78% | — | 関連会社 株式の取得 | 1,170 | 投資有価証券 | 1,170 |

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,504円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 113円10銭

11. 収益認識に関する注記

連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。